

第 29 号議案

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、子育て短期支援事業の利用等に関し、規定を整備するため提出します。

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例の一部を改正
する条例

東京都台東区立子ども家庭支援センター条例（平成13年3月
台東区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子どもと」を「子供と」に、「子どもを」を「子供を」
に改める。

第3条第1号、第2号及び第5号並びに第9条第1号中「子ど
も」を「子供」に改める。

第12条第2項中「(昭和22年法律第164号)」を削り、同
項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第3条第2号に規定する事業のうち、児童福祉法（昭和22
年法律第164号）第6条の3第3項に規定する子育て短期支
援事業を利用したときは、規則で定める費用を区長に納めなけ
ればならない。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。